

子育て部分休暇の新設等について

☞ 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく部分休業期間の補完を目的として子育て部分休暇を新設するとともに、子の看護のための休暇及び育児による早出遅出勤務について、対象職員の範囲を拡大する。

1 内容

(1) 子育て部分休暇の対象職員

制 度	対 象
部分休業	・ 常勤及び再任用短時間は小学校就学前の子を養育する職員が対象 ・ 会計年度は3歳未満の子を養育する職員が対象

制 度	対 象
部分休業	・ 常勤及び再任用短時間は小学校就学前の子を養育する職員が対象 ・ 会計年度は3歳未満の子を養育する職員が対象

+



子育て 部分休暇	常勤、非常勤ともに ・ 小学6年生までの子を養育する職員が対象 ・ 高校3年生までの障害のある子を養育する職員が対象（具体的な要件は区規則で定める）
-------------	--

(2) 子育て部分休暇等（※）を取得している場合の部分休業の取得時間

既に子育て部分休暇等を取得している職員が同日に部分休業を取得する場合、部分休業は下表の範囲内で承認するものとする。

区 分	部分休業の取得時間（1日当たり）
常勤・再任用短時間	2時間－子育て部分休暇等を取得している時間
会計年度	勤務時間－5時間45分－子育て部分休暇等を取得している時間

※ 子育て部分休暇等
⇒ 育児時間、介護時間及び子育て部分休暇

(3) 子の看護のための休暇及び育児による早出遅出勤務の対象職員（区規則等で定める）

制 度	対 象		対 象
子の看護のための休暇	常勤、非常勤ともに小学3年生までの子を養育する職員が対象	変更	常勤、非常勤ともに ・小学6年生までの子を養育する職員が対象 ・高校3年生までの障害のある子を養育する職員が対象
育児による早出遅出勤務			

3 子育て部分休暇に係る給与上の取扱い

次の事項については、区規則等で定める。

勤務しない時間の給与減額	→	減額する
欠勤等による昇給の抑制	→	抑制の対象としない
期末手当の支給割合における欠勤等日数の算定	→	7時間45分をもって1/3日として算定する
勤勉手当の支給割合における欠勤等日数の算定	→	30日を超える場合は、7時間45分をもって2/3日として算定する
退職手当の基本額に係る在職期間からの除算	→	除算しない
退職手当の調整額に係るポイントの調整	→	調整しない

4 改正を要する条例

- ・ 中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- ・ 中央区職員の育児休業等に関する条例

5 施行予定日

令和7年4月1日